

岩見沢市  
からの  
お知らせ

令和2年度

# 市・道民税の申告について

- 令和2年度市・道民税は、平成31年1月から令和元年12月までの所得に基づき、税額を計算します。
- 申告受付をする会場と日程は次のとおりです。（この会場・日程以外では、申告を受け付けることができない場合があります）

## 申告受付会場と日程

美流渡サービスセンター（栗沢町美流渡栄町93）

1月28日<sup>火</sup> 午前10時～午後4時

朝日コミュニティ交流センター（朝日町176）

1月29日<sup>水</sup> 午前10時～午後4時

市役所北村支所（北村赤川593）

1月30日<sup>木</sup>・31日<sup>金</sup> 午前9時30分～午後5時

幌向総合コミュニティセンター ほっとかん（幌向南1-1）

2月4日<sup>火</sup>～7日<sup>金</sup> 午前10時～午後4時

市役所栗沢支所（栗沢町東本町21）

2月12日<sup>水</sup>～14日<sup>金</sup> 午前9時30分～午後5時

コミュニティプラザ 2階 会議室B（有明町南1）

2月17日<sup>月</sup>～28日<sup>金</sup> 午前9時30分～午後4時  
※土曜日・祝日・振休を除く  
◎申告会場には午前9時まで入室できません。  
◎コミュニティ西駐車場は、最初の30分を超えると有料になります。

市役所本庁税務課（窓口<sup>⑬</sup>番）（鳩が丘1）

3月2日<sup>月</sup>～16日<sup>月</sup> ※土・日曜日を除く 午前9時～午後5時

申告が必要な方 や 申告に必要なものは、裏面をご覧ください。▶

## 申告が必要な方

- 令和2年1月1日現在、市内に住所があり、平成31年1月から令和元年12月までに給与、年金、家賃などの収入があった方（年金収入のみの場合、65歳未満は102万円超、65歳以上は152万円超の方）
- 非課税所得（遺族年金・障害年金等）のみの方や所得のない方で、次のいずれかに該当する方
  - 市の国民健康保険、後期高齢者医療保険の被保険者
  - 市の介護保険の被保険者（65歳以上の方）
  - 国民年金保険料の免除申請をしている方
  - 所得証明や課税証明などを必要とする方

※ただし、次の方は  
**申告の必要がありません。**

- **税務署で確定申告をする方**（確定申告の内容に基づき、市・道民税が計算されます）
- 前年中に所得がなく、市内に居住している家族の控除対象配偶者、扶養親族になっている方
- 前年中の所得が給与のみで、勤め先から岩見沢市へ給与支払報告書が提出されている方（ただし、源泉徴収票に含まれていない医療費控除や社会保険料控除、扶養控除などを追加で受けようとする場合は、申告が必要です）
- 前年中の収入が年金のみで、年金の源泉徴収票に記載されている控除に変更・追加がない方

## 申告に必要なもの

- ①  **印鑑**（代理の方が申告する場合は代理人の印鑑が必要な場合もあります）
- ② **マイナンバーに関する書類**（扶養親族がいる場合は全員分）
  - マイナンバーカード
  - マイナンバーカードをお持ちでない方……通知カードと身元確認書類（運転免許証、公的医療保険の被保険者証、パスポート、在留カードなどのうち1点）
- ③ **平成31年1月から令和元年12月までの収入や必要経費が分かる書類**
  - 給与収入や年金収入がある方……源泉徴収票（原本）
  - 営業収入や不動産収入などがある方……収入と経費が分かる帳簿、領収書、収支内訳書など
- ④ **各種控除の証明書**（平成31年1月から令和元年12月までで該当するもの）
  - 国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、社会保険料などの領収書
  - 国民年金保険料の控除証明書
  - 生命保険料、地震保険料、旧長期損害保険料の控除証明書
  - 配偶者の所得が分かる書類
  - 障害者手帳、障害者控除対象者認定書
  - 医療費控除の明細書（または領収書）と補てん金額が分かるもの
  - セルフメディケーション税制の明細書（または領収書）と健康診査や予防接種などを受けたことが分かる領収書の原本（または結果通知書の写し）
  - 寄附先の団体などから交付された寄附金の領収書
- ⑤  **所得税の還付申告をする場合は振込先口座番号が分かるもの**（申告者本人名義に限ります）

## 医療費控除の申告には明細書の添付が必要です <医療費通知の活用を!!>

医療費控除を申告するには「医療費控除の明細書」の添付が必要です。

### 記載要領 ①か②のどちらかを選択

#### 1 領収書を分類・集計し、内訳を記入

- 医療を受けた人や病院・薬局ごとに、1年間の医療費の金額を記入
- 生命保険や高額療養費で補てんされる金額があれば記入

領収書の提示は不要。ただし、自宅で5年間の保管が必要

#### 2 医療保険者が発行する医療費通知（申告用に対応されたものに限ります）の原本を添付

- 医療費通知に記載された医療費の自己負担合計額のみ記入
- 生命保険や高額療養費で補てんされる金額があれば記入

内訳の記入を省略することができ、領収書の保管も不要。ただし、申告までに通知が間に合わない分の医療費は、①の要領で内訳の記入が必要

※令和2年度分までの申告は、領収書の添付または提示によることもできます。  
※明細書の様式は、岩見沢市のホームページからダウンロードすることができるほか、市役所税務課・各支所・各サービスセンターでも用紙を配布しています。

申告会場は大変混雑します。事前に明細書を記入してご持参くださいますよう、ご協力をお願いします。従来どおり領収書により申告する場合も、**事前に合計額を集計してお持ちください。**